

適合証明業務(フラット35)申請手数料
(財形住宅融資を含む)

適合証明業務申請手数料

<税率10%>

新築住宅 一戸建て等

税込金額(税抜金額)／単位:円

		一戸建て等			
		設計検査	中間現場検査	竣工現場検査	
フラット35	単独申請	37,400 (34,000)	15,400 (14,000)	26,400 (24,000)	
	同時申請	18,700 (17,000)	7,700 (7,000)	13,200 (12,000)	
フラット35S	単独申請	44,000 (40,000)	22,000 (20,000)	33,000 (30,000)	
	同時申請	22,000 (20,000)	11,000 (10,000)	16,500 (15,000)	
竣工済特例	フラット35	単独申請	37,400 (34,000)	—	31,900 (29,000)
		同時申請	18,700 (17,000)	—	31,900 (29,000)
	フラット35S	単独申請	44,000 (40,000)	—	45,100 (41,000)
		同時申請	22,000 (20,000)	—	45,100 (41,000)

- ※ 設計検査における同時申請とは、確認申請、住宅性能評価(設計)を当センターで行っている場合。
 - ※ 現場検査における同時申請とは、建築基準法による中間・完了検査、住宅性能評価(建設)又は、住宅瑕疵担保責任保険の検査と同時に検査できるものとして申請する場合。
 - ※ 竣工済特例は、通常の竣工現場検査に加えて、中間現場検査で検査する内容も合わせて検査するため、工事監理報告書、施工状況報告書、完了検査申請書類等の工事の状況を記録した書類又は現場における施工時の写真など準備が必要となります。
 - ※ 設計検査においてフラット35Sの耐震性を選択する場合は、上記の手数料に申請建築物1棟につき16,500円(税抜:15,000円)を加算する。ただし、申請建築物が建築基準法第20条第2項の適用を受ける建築物は、それぞれを申請建築物1棟とみなします。
 - ※ 上記の加算する手数料は、当該性能を満たしていることを当センターが別に審査を行った場合には適用しません。
- ◎ 別表の対象地域の現場検査は地域別割増手数料を加算します。

適合証明業務(フラット35)申請手数料 (財形住宅融資を含む)

適合証明業務申請手数料

<税率10%>

新築住宅 共同建て

税込金額(税抜金額)／単位:円

一般申請の場合	設計検査	竣工現場検査
単独申請	132,000 (120,000) /棟 +省エネ審査手数料 ^(注)	8,800 (8,000) /戸
同時申請	77,000 (70,000) /棟 +省エネ審査手数料 ^(注)	4,400 (4,000) /戸

フラット35登録マンションの場合	設計検査	竣工現場検査	
単独申請	132,000 (120,000) /棟 +省エネ審査手数料 ^(注)	5,500 (5,000) /戸	(1~19戸)
		110,000 (100,000) /棟	(20~50戸)
		165,000 (150,000) /棟	(51~100戸)
		198,000 (180,000) /棟	(101~200戸)
		231,000 (210,000) /棟	(201~300戸)
		253,000 (230,000) /棟	(301戸~)
同時申請	77,000 (70,000) /棟 +省エネ審査手数料 ^(注)	2,750 (2,500) /戸	(1~19戸)
		55,000 (50,000) /棟	(20~50戸)
		82,500 (75,000) /棟	(51~100戸)
		99,000 (90,000) /棟	(101~200戸)
		115,500 (105,000) /棟	(201~300戸)
		126,500 (115,000) /棟	(301戸~)

(注) 下記のいずれかの省エネ審査手数料を加える。なお、計算式のnは一次エネルギー消費量を計算した住戸数とする。(単位は円)

- 品確法に基づく評価方法基準の断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級で計算した場合: $7,700 \times n$ ($7,000 \times n$)
- 建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準を住戸単位で評価した場合: $7,700 \times n$ ($7,000 \times n$)
- 建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準を住棟単位で評価した場合: $22,000 + 7,700 \times n$ ($20,000 + 7,000 \times n$)

※ 1棟においてフラット35の住戸とフラット35Sの住戸を同時に申請する場合は、フラット35Sを適用する場合の手数を適用する。

※ 設計検査における同時申請とは、確認申請、住宅性能評価(設計)を当センターで行っている場合。

※ 現場検査における同時申請とは、建築基準法による中間・完了検査、住宅性能評価(建設)又は、住宅瑕疵担保責任保険の検査と同時に検査できるものとして申請する場合。

◎ 別表の対象地域の現場検査は地域別割増手数料を加算します。

適合証明業務(フラット35)申請手数料 (財形住宅融資を含む)

適合証明業務申請手数料

<税率10%>

新築住宅 共同建て / フラット35Sを適用する場合

税込金額(税抜金額) / 単位: 円

一般申請の場合	設計検査	竣工現場検査
単独申請	165,000 (150,000) / 棟 + 省エネ審査手数料 ^(注)	11,000 (10,000) / 戸
同時申請	99,000 (90,000) / 棟 + 省エネ審査手数料 ^(注)	5,500 (5,000) / 戸

フラット35登録マンションの場合	設計検査	竣工現場検査	
単独申請	165,000 (150,000) / 棟 + 省エネ審査手数料 ^(注)	6,600 (6,000) / 戸	(1~19戸)
		132,000 (120,000) / 棟	(20~50戸)
		198,000 (180,000) / 棟	(51~100戸)
		242,000 (220,000) / 棟	(101~200戸)
		275,000 (250,000) / 棟	(201~300戸)
		297,000 (270,000) / 棟	(301戸~)
同時申請	99,000 (90,000) / 棟 + 省エネ審査手数料 ^(注)	3,300 (3,000) / 戸	(1~19戸)
		66,000 (60,000) / 棟	(20~50戸)
		99,000 (90,000) / 棟	(51~100戸)
		121,000 (110,000) / 棟	(101~200戸)
		137,500 (125,000) / 棟	(201~300戸)
		148,500 (135,000) / 棟	(301戸~)

(注) 下記のいずれかの省エネ審査手数料を加える。なお、計算式のnは一次エネルギー消費量を計算した住戸数とする。(単位は円)

- ① 品確法に基づく評価方法基準の断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級で計算した場合: 7,700 × n (7,000 × n)
- ② 建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準を住戸単位で評価した場合: 7,700 × n (7,000 × n)
- ③ 建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準を住棟単位で評価した場合: 22,000 + 7,700 × n (20,000 + 7,000 × n)

※ 設計検査における同時申請とは、確認申請、住宅性能評価(設計)を当センターで行っている場合。

※ 現場検査における同時申請とは、建築基準法による中間・完了検査、住宅性能評価(建設)又は、住宅瑕疵担保責任保険の検査と同時に検査できるものとして申請する場合。

◎ 別表の対象地域の現場検査は地域別割増手数料を加算します。

- 設計検査においてフラット35Sの耐震性を選択する場合は、上記の手数料に下表の金額を加算します。なお、申請建築物が、建築基準法第20条第2項の適用を受ける建築物は、それぞれ申請建築物1棟とみなします。

税込金額(税抜金額) / 単位: 円

構造割増	
申請建築物1棟ごとの床面積が200㎡以内のもの	16,500 (15,000)
申請建築物1棟ごとの床面積が200㎡を超え1,000㎡以内のもの	33,000 (30,000)
申請建築物1棟ごとの床面積が1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	44,000 (40,000)
申請建築物1棟ごとの床面積が3,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	55,000 (50,000)
申請建築物1棟ごとの床面積が10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	66,000 (60,000)
申請建築物1棟ごとの床面積が50,000㎡を超えるもの	88,000 (80,000)

※ 上記の加算する手数料は、当該性能を満たしていることを当センターが別に審査を行った場合には適用しません。

適合証明業務(賃貸住宅融資)申請手数料

適合証明業務申請手数料

<税率10%>

賃貸住宅融資

税込金額(税抜金額)／単位:円

賃貸住宅融資申請手数料		
	設計検査	竣工現場検査
単独申請	26,400 (24,000) +省エネ審査手数料 ^(注)	26,400 (24,000)
同時申請	13,200 (12,000) +省エネ審査手数料 ^(注)	13,200 (12,000)

(注) 下記のいずれかの省エネ審査手数料を加える。なお、計算式のnは一次エネルギー消費量を計算した住戸数とする。(単位は円)

- 品確法に基づく評価方法基準の断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級で計算した場合: $7,700 \times n$ ($7,000 \times n$)
- 建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準を住戸単位で評価した場合: $7,700 \times n$ ($7,000 \times n$)
- 建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準を住棟単位で評価した場合: $22,000 + 7,700 \times n$ ($20,000 + 7,000 \times n$)

※ 設計検査における同時申請とは、確認申請、住宅性能評価(設計)を当センターで行っている場合。

※ 現場検査における同時申請とは、建築基準法による中間・完了検査、住宅性能評価(建設)又は、住宅瑕疵担保責任保険の検査と同時に検査できるものとして申請する場合。

◎ 別表の対象地域の現場検査は地域別割増手数料を加算します。

適合証明業務申請手数料

適合証明業務申請手数料

< 税率10% >

● 下表の対象地域の場合は、割増手数料を申請手数料に加算します。

ただし、建設地が愛知県の場合で、床面積の合計が500㎡以内の建築物又は建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物は除きます。

地域別割増手数料

税込金額(税抜金額) / 単位: 円

地域区分	割増手数料	対象地域	
		愛知県	神奈川県
A地域	11,000 (10,000)	田原市、蒲郡市、東栄町、設楽町、豊根村、岡崎市、安城市、幸田町	伊勢原市、平塚市、秦野市、二宮町、大磯町、中井町、大井町、松田町、開成町
B地域	16,500 (15,000)	名古屋市、春日井市、瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市、尾張旭市、東郷町、豊田市、刈谷市、西尾市(佐久島を除く)、知立市、高浜市、みよし市、碧南市、半田市、大府市、東海市、知多市、東浦町、阿久比町	厚木市、茅ヶ崎市、藤沢市、大和市、海老名市、相模原市、座間市、綾瀬市、寒川町、愛川町、清川村
C地域	22,000 (20,000)	一宮市、小牧市、稲沢市、江南市、北名古屋市、清洲市、岩倉市、犬山市、豊山町、大口町、扶桑町、あま市、津島市、愛西市、飛鳥村、蟹江町、大治町、弥富市、常滑市、武豊町、美浜町、南知多町、西尾市(佐久島に限る)	横浜市、川崎市、鎌倉市、横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町

※ 建築基準法による中間・完了検査又は住宅性能評価(建設)を当センターで行っている場合は除きます。

※ 同一団地内で同日に連続して複数の住宅の検査を行う場合には、1つの検査申請のみに割増手数料を加算します。ただし、申請者の都合により別々の検査に変更となった場合は除きます。

愛知県

神奈川県

